

総領事館便り5月号

★着任の御挨拶

●田子内 進 総領事

竹山前総領事の後任として4月10日に着任した田子内です。珍しい名字ですが、「たこない」と読みます。前職はスマトラ島の中心都市メダンの日本総領事館で総領事を約4年務めていました。

私のインドネシア勤務経験はかれこれ20年近くになり、スラバヤは何度か訪問したことがあります。こうして勤務するのは初めてになります。インドネシア第二の都市というだけあって活気に満ちあふれており、その一方で、長い歴史を有しているからかもしれませんが、その街並みにはどこかゆったりとした落ち着きがあると感じています。

ご案内のとおり、インドネシアと日本の関係は多方面にわたり深化しています。ここ東ジャワ州においても多くの日本人の皆様が活躍されていることを力強く思っています。東ジャワジャパンクラブは、当地における日本人コミュニティの結束を強め、情報共有や交流の場として貴重な役割を果たしております。皆様が安心して生活し、ビジネスや文化活動に励めるよう、総領事館としても引き続き可能な限りの支援を行ってまいります。

また、日本文化の発信や交流の機会を増やしていくことも重要です。近年のインドネシアの発展ぶりはめざましいものがありますが、その一方で多くの課題も山積しています。在留邦人の皆様と共に地域社会の発展に貢献し、東ジャワ州における日本の存在感をますます高めていきたいと思っています。

ジャカルタ勤務時代はソフトボール、テニス、登山を行っていました。なかなか思うように体が動かなくなってきましたが、東ジャワジャパンクラブの活動に積極的に参加し、コミュニティの絆を一層深めていきたいと思っています。今後ともよろしくお願いします。

★KITAS/KITAP 所持者の登録情報変更の届出義務

KITAS/KITAP を所持している場合に、身分事項（出生、婚姻等）、在留資格情報（旅券番号、活動内容、役職変更、スポンサー等）、住所（本人及びスポンサー）等の登録情報が変更になった場合は、60日以内（出生は90日以内）に入管に変更を届け出る義務があります。

この届出を行っていなかったため、インドネシア出国時に空港入管から指摘され、結局出国出来なかった事例が最近発生していますので、適切な届出を行ってください。

届出はスポンサーがある場合にはスポンサーが、スポンサーがない場合には本人がオンライン（<https://evisa.imigrasi.go.id/>）で手続きを行う必要があります。オンラインでの手続きには事前に利用者登録を同サイトから行う必要があります。具体的な手続き等についてはインドネシア入国管理・矯正省入管総局あるいは各地の入管事務所にご確認ください。

※関連規定

○査証及び滞在許可に関する法務人権大臣規則（Peraturan Menteri Hukum dan HAM Nomor 22 Tahun 2023 tentang Visa dan Izin Tinggal）

<https://peraturan.go.id/files/permenkumham-no-22-tahun-2023.pdf>

○身分事項、在留資格情報、住所変更事務取り扱いに関する 2024 年入管総局長決定（Keputusan Direktur Jenderal Imigrasi Nomor IMI-1029.GR.01.01 Tahun 2024）

https://wplibrary.co.id/sites/default/files/SKDJ_IMIG_IMI1029GR0101_2024.pdf

★訪日外国人向け日本入国前の予防接種の奨励

日本を訪問する外国人旅行者の健康で楽しい日本滞在のため、日本国政府は渡航前の予防接種などの確認をお勧めしています。詳しくは、日本政府観光局（JNTO）ウェブサイトをご確認ください。

日本政府観光局ウェブサイト：<https://www.japan.travel/jp/guide/vaccines-for-japan/>

（以上）